

◎新潟県告示第682号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県魚沼地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

令和2年6月5日

新潟県知事 花角 英世

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 290号
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員	延 長
魚沼市高倉字灰庭658番3から 同市高倉字宮ノ越49番11まで	新	9.5～49.2メートル	498.0メートル
	旧	(A)9.2～15.0メートル	521.2メートル
		(B)9.5～49.2メートル	498.0メートル

備考 上記(A)及び(B)は、関係図面に表示する敷地の区分をいう。